

立川市工事契約に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争  
見積合せ実施基準

第1 目的

この基準は、立川市（以下「市」という。）が発注する建設工事において、競争見積合せのより一層の透明性及び競争性の向上を図るため、東京電子自治体共同運営協議会会員が運営する電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）により実施する競争見積合せ（以下「電子競争見積合せ」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象案件

- 1 電子競争見積合せの対象とする建設工事（以下「対象案件」という。）は、予定価格（単価契約の場合は、発注限度額。以下同じ。）500,000円を超え1,300,000円以下のものとする。
- 2 前項の場合において、予定価格は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

第3 対象業者

電子競争見積合せに参加することができる者（以下「対象業者」という。）の範囲は、原則として市内に本店を有するものとする。ただし、電子競争見積合せの参加可能者数などの状況により必要と認めるときは、その範囲を変更することができる。

第4 参加資格

電子競争見積合せに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 市の入札参加資格を有する者で、対象案件と同種の業種に登録をしているもの
- (2) 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定。以下「参加停止基準」という。）の規定に基づく参加停止を受けていない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者を有し、かつ配置できる者
- (4) 法人都道府県民税及び法人市区町村民税を期限までに納付しているもの

- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業共同組合にあつては、その構成員が同一案件に参加していない者
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一案件に同時に参加していない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正計画認可の決定がされたもの
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされたもの
- (9) 前各号に掲げる者のほか、対象案件ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしているもの

## 第5 案件公表

電子競争見積合せに付する案件の公表（以下「案件公表」という。）については、市のホームページ及び電子調達サービスに掲載するものとする。この場合において、予定価格については、事前に公表するものとする。

## 第6 参加申請

参加希望者は、案件公表において指定した日時までに、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を財務部契約課に提出するものとする。

## 第7 参加申請の受理

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書が到達したときは、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書受理書を速やかに発行し、地域要件その他の資格要件の基本項目について審査を行うとともに、申請期限後に一般競争入札参加資格確認結果通知書を参加希望者に発行するものとする。ただし、案件公表の際に示した条件等については、開札後改めて審査する。
- 2 前項の規定により一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者（以下「電子競争見積合せ参加者」という。）の名及びその数については、非公表とする。

## 第8 予定価格等の登録

- 1 電子競争見積合せによる予定価格は、当該電子競争見積合せに関する設計書、仕様書その他の書類によって定め、電子調達サービスに登録するものとする。

2 最低制限価格を定めたときは、当該価格を予定価格とともに電子調達サービスに登録するものとする。この場合において、最低制限価格の算定方法等については、立川市競争入札予定価格等事前公表実施要綱（平成13年4月1日要綱第3号）第2条第2号の例による。

3 立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成20年9月16日要綱第48号）に規定する変動型最低制限価格を設定するときは、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱第6条の規定にかかわらず、案件公表において記載するものとする。この場合において、変動型最低制限価格の算定方法については、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱及び立川市変動型最低制限価格制度試行運用基準（平成22年3月24日市長決定）の例による。

#### 第9 設計図書等の入手等

1 電子競争見積合せ参加者は、案件公表において指定した方法により、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）を入手するものとする。

2 現場説明会は、設計図書等をもって代えるものとする。

3 電子競争見積合せ参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、電子調達サービスにより質問することができる。

#### 第10 電子競争見積合せ参加の取消し

電子競争見積合せ参加者が開札までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該電子競争見積合せの参加を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当したとき。

(2) 参加停止基準の規定による参加停止を受けたとき。

#### 第11 見積書の提出等

1 電子競争見積合せ参加者は、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）第12条の規定にかかわらず、見積価格及びくじ番号を登録したもの（以下「見積書」という。）を、電子調達サービスにより、あらかじめ案件公表において指定した日時までに財務部契約課に到達するよう提出するものとする。

2 見積書を受理したときは、電子競争見積合せ参加者に電子調達サービスによる見積書受理書を発行するものとする。

- 3 到達した見積書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- 4 電子競争見積合せの辞退は、見積書の到達後においても、開札までの間は認めるものとする。

#### 第12 電子競争見積合せの開札等

- 1 開札は、電子調達サービスにより行うものとし、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積価格の見積書を提出した者を落札予定者として決定する。ただし、最低制限価格（変動型最低制限価格を含む。）を設けたときは、最低制限価格以上の最低価格の見積書を提出した者を落札予定者として決定する。
- 2 落札予定者となるべく同価の見積価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、当該電子競争見積合せ参加者があらかじめ登録したくじ番号に基づき、電子調達サービスにおいてくじ引きにより落札予定者を決定するものとする。
- 3 開札を行ったときは、電子調達サービスにより、有効の電子競争見積合せ参加者に保留通知書を発行し、無効の電子競争見積合せ参加者に無効通知書を発行するものとする。

#### 第13 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額を記載したもの
- (2) 設計図書等を案件公表において指定した方法により入手しなかったもの
- (3) その他明らかに不適正と認められるもの

#### 第14 資格審査

- 1 落札予定者を決定したときは、速やかにその者の資格の有無を審査し、必要に応じて審査に必要な書類の提出を求めるものとする。
- 2 審査の結果、当該落札予定者に資格がないと認めたときは、次順位の者を、また、その者にも資格がないと認めたときは、第3位の者までを落札予定者とすることができる。

#### 第15 落札者の決定

第14の資格審査の結果、その者に資格があると認めたときは、その者を落札者として決定し、電子調達サービスにより当該落札者に落札決定通知書を発行

するものとする。

#### 第16 契約書の作成

第15の規定により落札決定通知書の発行を受けた落札者は、契約書を作成し、提出するものとする。

#### 第17 開札結果の公表

開札の結果は、遅滞なく公表するものとする。

#### 第18 電子競争見積合せの中止等

- 1 電子競争見積合せを公正に執行することができないと認められる場合又は不正行為の疑いがある場合は、当該電子競争見積合せを延期し、又は取りやめるものとする。
- 2 電子競争見積合せ参加者が2者未満となることが明らかになったときは、当該電子競争見積合せを中止する。ただし、再度公表する場合において、電子競争見積合せ参加者の資格要件等を、東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録を当該店舗でしている者とした場合は、この限りでない。
- 3 前2項に規定するもののほか、特別な事情により電子競争見積合せを執行することが困難と認められる場合は、当該電子競争見積合せを中止することができる。

#### 第19 異議の申立て

電子競争見積合せ参加者は、電子競争見積合せ終了後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 第20 その他

電子調達サービスにより発行される一般競争入札参加資格確認申請書、一般競争入札参加資格確認申請書受理書、一般競争入札参加資格確認結果通知書、入札書及び入札書受理書は、それぞれ競争見積合せ参加資格確認申請書、競争見積合せ参加資格確認申請書受理書、競争見積合せ参加資格確認結果通知書、見積書及び見積書受理書として取り扱うものとする。

附 則

令和4年4月1日から令和7年3月31日までに公表する電子競争見積合せ

については、第14第2項の規定にかかわらず、電子競争見積合せ参加者が1人であっても電子競争見積合せを中止しないものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。